

## 委託業務等成績評定通知実施要領

### (目的)

第1 本要領は、福島県土木部所掌業務委託の業務成績について、委託業務等成績評定要領（平成17年11月1日施行。以下「評定要領」という。）第7及び第8の通知並びに評定要領第9第2項の回答に関する事項を定める。

### (対象業務)

第2 委託業務等成績評定の通知の対象とする委託業務は、評定要領第2に規定する全ての委託業務とする。

### (評定点等の通知)

第3 契約権者は、第3評定者から評定表の写しの提出がなされた後、速やかに当該委託業務の受注者に評定点を別記様式第1により通知するものとする。また、評定要領第8に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

2 通知事務は、契約担当課が行う。

### (説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約権者に評定点について説明が求められることができるものとする。

### (説明請求に対する回答)

第5 契約権者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点について説明を求められたときは、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 契約権者は、前項の回答をする場合は、委託業務評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の委託業務評定評価委員会は、「土木・建築（設備）工事検査実施要綱の改正及び請負工事成績評定要領等の制定について」（平成14年6月14日付け14土検第198号土木部長通知）に基づき設置された本庁工事成績評定評価委員会、及び建設事務所工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

4 前項の場合において、「請負工事成績評定通知実施要領」の別紙1「本庁工事成績評定評価委員会規則」及び別紙2「建設事務所工事成績評定評価委員会規則」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

### 附則

- 1 この要領は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和2年3月27日から施行する。



付表 1

## 項目別評定点

契約番号：

業務名：

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定 (注1)			
			管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注2)	担当技術者 (評定点/満点) (注2、3)	照査技術者 (評定点/満点)	
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及 び執行計画	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	実施状況の 評価	執行管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		品質管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		業務特性	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		創意工夫	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	説明調整能 力の評価	説明調整能 力	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	取組姿勢	責任感・積 極性・倫理 観	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
結果 評価	成果品の品質	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点	
評定点の小計 (注4)		点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点	
事故等による減点		点	点	点	点	
契約不適合に関する修補又は損 害賠償による減点		点	点	点	点	
その他 ( )		点	点	点	点	
総合評定点 (注4)		点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 地質調査においては、担当技術者及び主任技術者が該当する。

3. 「担当技術者」は、「主任技術者」の指示の基に業務を担当する者をいう。  
「主任技術者」が直接業務を実施する場合には該当しない。

4. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入  
している為、評定点の小計と合わない事がある。

(参考様式)

質 問 書

令和 年 月 日

(発注者) 様

業者名

住所

氏名

印

委託番号

委 託 名

下記事項について、質問しますので回答願います。

番号	質 問 事 項	備 考



別記様式第3

〇〇建第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

福島県〇〇建設事務所長

〇〇 〇〇 印

委託業務等成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務等名 〇〇業務
- 2 疑義に対する回答